

平成 28 年 12 月 22 日

## 平成 27 年度における行政手続オンライン化等の状況

### 1 公表の趣旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号。以下「行政手続オンライン化法」という。)第 10 条第 2 項において、総務大臣は、行政機関等が公表した、国民や企業がインターネット等を経由して行うことができる行政手続等の状況を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

今般、平成 27 年度におけるオンライン化の状況及びオンラインでの利用が可能な申請・届出等手続(注)の利用状況を取りまとめたので、公表します。

(注) 申請・届出等手続とは、国の事務・事業に関して法令の規定に基づき、国民等が行政機関に対して行う申請、届出、報告、相談等のことをいいます。

### 2 結果の概要

#### (1) 国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の状況

- オンライン利用が可能な申請・届出等手続 2,645 種類 (前年度比 24 種類減)
- オンライン利用率 47.3% (前年度比 1.9 ポイント増)
- 改善促進手続におけるオンライン利用率 43.3% (前年度比 2.1 ポイント増)

(注) 「改善促進手続」とは、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針(平成 26 年 4 月 1 日各府省 CIO 連絡会議決定)」において、国民や企業による利用頻度が高く、年間申請等件数が 100 万件以上の手続及び 100 万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続(登記、国税、社会保険・労働保険等の 57 手続)を選定し、行政手続のオンライン利用率のみならず、オンライン手続の利便性向上に向け、行政サービスと事務処理の改善に取り組んでいるものです。

分野別のオンライン利用率は、登記分野は 66.2%(26 年度 64.1%)、国税分野は 58.0%(26 年度 57.0%)、社会保険・労働保険分野は 8.9%(26 年度 6.9%) 等となっています。

#### ア オンライン化の状況

オンラインでの利用が可能な申請・届出等手続は、平成 27 年度においては、2,645 種類であり、前年度(2,669 種類)から 24 種類減少しています。

これは、各府省において、書面も含め申請等がない手続のオンライン利用を停止する等、費用対効果等を踏まえオンライン利用の範囲の見直しを行ったことによるものです。

## イ オンライン利用状況

オンラインでの利用が可能な申請・届出等手続の全申請・届出等件数に占めるオンライン利用の割合（以下「オンライン利用率」という。）は、平成 27 年度においては、47.3%（5 億 5,235 万 9,761 件中 2 億 6,131 万 6,784 件）となり、前年度と比較して 1.9 ポイント増加（26 年度 45.4%）となりました。このうち、平成 26 年 4 月に国民や企業による利用頻度の高い手続として、オンライン手続の利便性向上に取り組むことを新たに定めた改善促進手続のオンライン利用率は、43.3%（4 億 322 万 2,027 件中 1 億 7,468 万 1,859 件）となっています。

政府においては、平成 23 年度から 25 年度までは「新たなオンライン利用に関する計画」（平成 23 年 8 月 3 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）、平成 26 年度からは「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」に基づき、国民や企業による利用頻度が高い手続中心に、利便性の向上や業務プロセス改革を継続的に実施してきました。この中で、申請に必要な書類の削減・簡素化（バックオフィス連携による添付書類の削減、自己保管や資格者代理人の確認による添付書類の提出省略等）、申請時における本人確認方法に係る見直し（電子署名から ID・パスワード方式への変更、資格者代理人が申請する場合における本人の電子署名の省略等）、バックオフィス業務の見直し（事務処理時間の短縮化等）、経済的インセンティブの向上（オンライン申請時の手数料の引下げ等）、申請システムの使い勝手の改善（操作の簡略化、ヘルプデスクの充実等）等の取組を推進しており、これらの取組により、オンライン利用は着実に拡大しているものと考えられます。

## (2) 地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の状況

▶ **オンライン利用率 49.1%**（前年度比 2.0 ポイント増）

地方公共団体の扱う手続のオンライン利用状況は、「電子自治体オンライン利用促進指針」（平成 18 年 7 月策定）に定められる利用促進対象手続（21 類型）について、年間総手続件数（推計）が 3 億 8,447 万件であり、そのうちオンラインを利用したものは 1 億 8,883 万件であり、オンライン利用率は 49.1%となっています。

前年度と比較すると、2.0 ポイント増加（26 年度 47.1%）しています。

年間総手続件数（推計）が多い上位 3 手続の利用率の内訳をみると、「図書館の図書貸出予約等」は 62.8%（26 年度 60.2%）、「eLTAX」は 48.2%（26 年度 43.5%）、「文化・スポーツ施設等の利用予約等」は 55.7%（26 年度 55.7%）であり、前年に比べ増加又は同等となっています。

## 3 今後の取組

各府省は、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」に基づき、引き続き、オンライン手続に係る負担軽減、事務処理の見直し、受付システムの利便性向上等、オンライン手続のサービス品質の向上に取り組むこととしています。

地方公共団体においても、「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」（平成 26 年 3 月 24 日 総務省）等を踏まえ、地域の実情に応じて、引き続きオンライン化等に取り組んでいくこととなります。

当該公表資料及び各行政機関における行政手続オンライン化等の実施状況については、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」(<http://www.e-gov.go.jp/>)の「行政手続オンライン化法第10条に基づく公表」(<http://www.e-gov.go.jp/doc/facilitate/announce.html>)において、閲覧が可能です。

また、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」及び「世界最先端IT国家創造宣言」については、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」の「包括的な政府決定等」(<http://www.e-gov.go.jp/doc/promote/decision.html>)において、閲覧・入手することができます。

## I 国の行政機関が扱う手続 [行政管理局取りまとめ]

### 1 オンライン化の状況 (単位：種類)

年度	オンラインでの利用が可能な手続	
	申請・届出等手続	申請・届出等以外の手続
27年度	2,645	4,736
26年度	2,669	5,011
25年度	3,768	5,082

(注1) 申請・届出等手続とは、国の事務・事業に関して法令の規定に基づき、国民等が行政機関に対して行う申請、届出、報告、相談等のことをいいます。

(注2) 申請・届出等以外の手続とは、不服申立に係る手続、準司法手続、処分（申請等に対する処分を除く。）、行政指導、縦覧、行政機関間の手続等をいいます。

### 2 申請・届出手続のオンライン利用状況 (単位：件、%)

年度	全申請・届出等件数		オンライン利用件数		オンライン利用率(%)	
		うち改善促進手続		うち改善促進手続		うち改善促進手続
27年度	552,359,761	403,222,027	261,316,784	174,681,859	47.3	43.3
26年度	497,503,579	394,922,097	226,076,628	162,578,907	45.4	41.2
		(参考)うち重点手続		(参考)うち重点手続		(参考)うち重点手続
25年度	475,409,156	432,579,446	209,558,511	199,656,173	44.1	46.2

(注1) 改善促進手続は、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続をいい、27年度では、オンラインで利用が可能な申請・届出等手続の全申請・届出等件数の73.0%を占めています。

(注2) 改善促進手続は、平成25年度まで取り組んできた「新たなオンライン利用に関する計画」において選定した「重点手続」とは一部異なります。

## II 独立行政法人等が扱う手続 [行政管理局取りまとめ]

### 1 オンライン化の状況 (単位：種類)

年度	オンラインでの利用が可能な手続	
	申請・届出等手続	申請・届出等以外の手続
27年度	194	174
26年度	190	167
25年度	186	173

## 2 申請・届出等手続のオンライン利用状況 (単位：件、%)

年度	年間申請等件数	オンライン利用件数	オンライン利用率(%)
27年度	2,175,912,954	1,650,747,592	75.9
26年度	2,127,605,286	1,585,641,818	74.5
25年度	2,080,071,105	1,515,118,878	72.8

(注) 27年度における独立行政法人等の扱う申請・届出等手続の全体の年間申請等件数のうち、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会が取り扱う「診療報酬請求書及び診療報酬明細書」の手続が93.6%を占めており、また、同様にオンライン利用件数についても92.3%を占めています。

## Ⅲ 地方公共団体が扱う手続についてのオンライン利用状況 [自治行政局取りまとめ]

年度	年間総手続件数(推計)	オンライン利用件数	オンライン利用率(%)
27年度	384,473,000	188,831,889	49.1
26年度	368,733,000	173,807,766	47.1
25年度	367,327,000	165,922,189	45.2

(注1) 対象手続は、「電子自治体オンライン利用促進指針」において、オンライン利用促進対象手続に選定した手続です。( [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000076232.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000076232.pdf) )

(注2) 年間総手続件数は、対象手続を既にオンライン化している団体における総手続件数と人口を元に算出した、全国における推計値です。

### 【連絡先】

(国、独立行政法人等関係)

行政管理局行政情報システム企画課

担当：千葉企画官、廣田係長

電話：03-5253-6077(直通)

ファクシミリ：03-5253-6096

(地方公共団体関係)

自治行政局地域情報政策室

担当：村田課長補佐、桑折事務官、磯部事務官

電話：03-5253-5525(直通)

ファクシミリ：03-5253-5530